

令和8年度 江東区職員（福祉・Ⅱ類）採用選考実施要綱

令和8年6月11日

江東区

この採用選考は、令和9年4月1日以降の採用予定者を決定するために実施します。

★ 申込期間

《郵送》 令和8年6月11日（木）～7月27日（月）消印有効

《持参》 令和8年7月28日（火）午前8時30分～午後5時00分

《インターネット》 令和8年6月11日（木）～7月27日（月）午後5時00分 受信有効

★ 第一次選考日 令和8年8月23日（日）

★ 最終合格発表日 令和8年10月上旬～11月上旬（予定）

第一次選考は＜作文のみ＞

1 採用区分及び募集人数等

採用区分	選考区分	採用予定日	募集人数	職務	勤務場所 ※敷地内禁煙
Ⅱ類	福祉	令和9年4月1日以降※1	40名程度	保育士 児童指導 福祉	保育園、児童館、江東 きつずクラブ、本庁福 祉関係職場、東京都児 童相談所・一時保護所 （派遣）※2 等

※1 職員の欠員状況によっては、令和8年度中に採用となる場合があります。

※2 勤務場所は過去の実績を掲載しております。

2 受験資格

年齢要件	資格要件
昭和58年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方。または、令和9年3月31日までに保育士の資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、受験できる人の日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号（4ページ参照）のいずれかに該当する人及び現在江東区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く）である方は受験できません。

※ 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

※ 本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、

採用しない場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

3 選考方法及び選考日等

第一次選考は作文のみです。

(1) 第一次選考

選考方法	作文 課題式（1, 000字程度） 90分
選考日	令和8年8月23日（日）
選考会場	江東区役所 本庁舎又は江東区文化センター ※集合時間及び選考会場は、受験票に記載してお知らせします。
結果発表	令和8年9月上旬予定 (可否にかかわらず、受験者全員に通知します。)

(2) 第二次選考

選考方法	口述試験（個別面接方式）
選考日	令和8年9月上旬～中旬予定
選考会場	江東区役所 本庁舎又は江東区文化センター ※集合時間及び選考会場は、第一次選考合格通知と合わせてお知らせします。

(3) 最終合格発表

第一次選考、第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

合格発表	令和8年10月上旬～11月上旬予定 (可否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。)
------	---

(4) 身体検査

最終合格者を対象に、別途身体検査を受診していただきます。

4 合格者の採用時期

令和9年4月1日以降、必要に応じて順次採用します。

※職員の欠員状況によっては、令和8年度中に採用となる場合があります。

5 申込手続等

(1) 申込方法、申込期間及び申込先

次のいずれかの方法により申し込んでください。

方法	申 込 期 間	申 込 先
郵送	令和8年6月11日（木）～7月27日（月） （※当日消印有効）	〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区総務部職員課人事係 （本庁舎4階）
持参	令和8年7月28日（火） 午前8時30分～午後5時00分	
インターネット	令和8年6月11日（木）～7月27日（月） （※7月27日は午後5時00分受信有効） ※申込フォーム（右のQRコード）にアクセスして申込みしてください。 （プリンタ使用が必須となります。）	https://logoform.jp/form/Pwvm/1563911 ↓ 

(2) 郵送及び持参申込みの場合

下記のア～ウの書類を合わせて提出してください。下記の書類が全てそろっていないと申し込みができませんのでご注意ください。(書類は一切返却できません。)

ア	江東区職員採用選考申込書 [受験票の「申込書及び受験票記入上の注意」をよくお読みのうえ、この要綱に添付されている申込書に必要事項を記入してください。]
イ	江東区職員(福祉)採用選考 受験票 [受験票の「申込書及び受験票記入上の注意」をよくお読みのうえ、この要綱に添付されている受験票に必要事項を記入してください。]
ウ	85円切手 (受験票に貼付の上、ご提出願います。)

※ 申込書及び受験票は江東区のホームページからもダウンロードできます。

※ 郵送により申し込む場合は、A4判が入る大きさの封筒(角型2号)に申込書類を入れ、封筒の表に赤字で「福祉申込書在中」と明記し、必ず簡易書留により郵送してください。(簡易書留によらない場合の事故に関して、当区は責任を負いません。)

(3) インターネット申込みの場合

申込フォームにアクセスし、「江東区職員(福祉・Ⅱ類)採用選考申込」から画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力し、申込期間中に送信してください。

※ 受験票を印刷していただくため、プリンタが必要です。プリンタを持っていないなど受験票を印刷する環境がない方は、郵送または持参によりお申込みください。

※ 期間中に正常受信したものを有効とします。システム障害や通信障害、またはメンテナンス等で送信できなかった場合のトラブルについては責任を負いません。

6 受験票の交付

(1) 郵送及び持参申込みの場合

受験票は、令和8年8月10日(月)以降に、受験票記入の住所に郵送します。

受験票には集合時間、選考会場、選考日当日に持参するもの、注意事項等が記載されています。

※ 写真を受験票の所定の場所に貼付し、当日持参してください。

(2) インターネット申込みの場合

受験票は電子メールでご案内しますので、指示に従って受験票を印刷してください。

受験票を印刷されましたら、注意事項に従って必要事項を記入してください。

※ 写真を受験票の所定の場所に貼付し、当日持参してください。

(1)、(2) 共通 ※ 令和8年8月17日(月)までに受験票が郵送またはメールで届かない場合は、8月18日(火)に4ページの問合せ先へ必ずご連絡ください。

7 勤務条件等

(1) 給与等(令和8年4月1日現在)

採用区分	初任給月額	各種手当
Ⅱ類	約255,600円～	扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当等

※ ① 採用前の職務経験等が一定の基準に該当する場合には加算されます。

② 上記初任給月額には、地域手当(給料月額の20%)が含まれています。

③ 上記の初任給月額及び各種手当について、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

勤務時間	1日7時間45分勤務※配属職場によっては、早番・遅番があります。
週休日 及び休日	保育園：土曜日(4週に3回程度)、日曜日、国民の祝日及び年末年始 児童館：月曜日及びこれと合わせて4週間を通じ8日、国民の祝日及び年末年始 江東区民センター：土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 本庁等：土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始

※ 児童相談所・一時保護所については、現時点で未定です。

(3) 年次有給休暇等

年次有給休暇は1年度につき20日付与されます。採用月によって付与日数が異なります。その他に妊娠出産休暇、慶弔休暇、夏季休暇、介護休暇、育児休業等があります。

(4) 昇任制度

学歴等によらない能力主義に基づく公平な昇任制度となっています。

8 問合せ先

江東区総務部職員課人事係 〒135-8383 採用ページ→

江東区東陽四丁目11番28号 TEL 03(3647)5481(直通)

ホームページ <https://www.city.koto.lg.jp/052101/kuse/shokuinsaiyo/2ruifukusi.html>



参考 地方公務員法

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

《交通機関》

※東京メトロ東西線「東陽町」駅下車

徒歩5分

※JR総武線「錦糸町」駅下車 バス15分

※都営地下鉄新宿線「住吉」駅下車

バス10分

「錦糸町」「住吉」駅下車後、都営バス

東22「東京駅北口」行または、「東陽町

駅前」行に乗車「江東区役所前」下車

